

けることはできるのか聞かれたので、また申請をする必要がある場合は、必ず開始になるかは、分からないが、申請はできることを伝えた。残高がどれくらいになれば受けられるのか聞かれたので、生活保護の要否判定が1か月生活できるかどうかを基準にしていることを伝えた。できる限りその状態になってから申請に来るのではなくその少し前に1度相談しに来るよう伝えた。生活保護が廃止になれば国民健康保険に加入する必要があるので福祉事務所に来所するよう伝え訪問を終えた。」と記載されていた。

3 平成28年4月5日、処分庁は、請求人が保有する預貯金額等 [REDACTED] 円について診断会議において、最低生活費の [REDACTED] 年分はあり、当該資産の活用により生活が可能であるため、同月1日付けで生活保護を廃止することを決定した。平成28年4月11日付けの生活保護廃止決定通知書の処分の理由は、「資産の活用により生活が可能のため」と記載されていた。

4 平成28年4月19日、請求人は、香川県知事に対し、本件審査請求をした。

5 平成28年5月31日付の処分庁から提出された弁明書の処分の理由に「請求人から、この預貯金等の使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない資産であると述べられていないことから、特別な理由のない一般的な蓄財のためのものであり、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなした。」と記載されていた。

また、同日付の処分庁から提出された弁明書の添付書類である請求人の普通預金通帳に記帳された入出金履歴により、各月に処分庁から振り込まれた保護費、各月のガス料金の口座振替及びカードによる出金の状況が確認できた。

6 請求人の申立てにより、平成28年8月29日、口頭意見陳述が実施され、請求人が保有する預貯金等 [REDACTED] 円は全て生活保護費のやり繰りによって生じたものであることについて、請求人はこれが事実と相違ない旨陳述し、処分庁もこれを事実と認めている旨陳述した。また、口座振替がされていない電気料金や水道料金について、請求人は、葉書がきて、コンビニエンスストアで振り込んでいる旨陳述した。さらに、同年3月31日に処分庁が請求人宅を訪問した際、処分庁が預貯金等 [REDACTED] 円の使用目的を請求人から聴取していないことについても、請求人はこれが事実と相違ない旨陳述し、処分庁も事実であることを認めた。なお、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の保有について、処分庁は、目的と額が適当と認められれば、認められるべきであり、診断会議の中で組織として判断するべきであると陳述した。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、概ね次のとおり主張し、本件処分が違法・不当であるとして、本件処分の取り消しを求めている。

(1) 保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱いについて

老いていくことへの不安や体調の不調などから、老後がどのようになるかとても不安で、これに備えて貯金を始めた。兄弟もいるが絶縁状態であり、いずれも子がおらず長男である私が先祖の墓守をし、私もここへ入ることになる。これも老いていく中で大きな不安であり、永代供養をお願いし、私の葬式代も生きている内に準備しておかなければならないと必死で節約をしてきた。老後や他人に迷惑をかけないように保護費から貯金をしたら保護が止められるということが、どうしても理解できない。

預貯金等 [] 円について、保護開始時に保有していたものでないこと、不正な手段によって蓄えられたものでないことに該当すれば、その使用目的が生活保護法の趣旨目的に反しない場合、活用すべき資産には当たらないとして保有できる。保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のため活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明した上で、状況によって処分することが定められている。また、被保護者が無理な預貯金をしていることも考えられるので、被保護者の生活状況を確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うこととされている。

しかしながら、処分庁から預貯金等の目的も含めて上記の説明は一切なかった。

生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問（第 3 の 18）に「当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。」「保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護を趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。」と保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取り扱いが示されている。処分庁は、上記課長通知で示された「当該預貯金等の使用目的を聴取する」という最も基本的な行為を全く行っておらず、瑕疵のある廃止処分であることは明らかである。処分庁は、預貯金等の使用目的の聴取を行っていないので、その使用目的が妥当かどうかも検討していないし、することもできないのである。また、処分庁から預貯金等の使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない資産であるということが述べられておらず、特別の理由のない一般的蓄財のためのものであると決めつけているが、課長通知問（第 3 の 18）では、預貯金等の額が一定額以上であれば使途目的を聴取しなくてもよいとか、本人からの申出がなければ聴取しなくてもよいとはされておらず、あくまで預貯金等の使用目的を聴取した上で、その使用目的が生活保護の趣旨目的

に反しないか否かを判断するとしているのである。よって、本件処分には、正当な理由が存在しないことは明らかで違法である。

(2) 保護の廃止を行う場合の取扱いの基準について

処分庁は、弁明書において本件処分の根拠について課長通知問（第 10 の 12）を挙げて説明しているが、当該通知は、当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合に保護廃止するのかまたは保護停止するのかという判断基準を示したもので、本件のような事案に適用するものではない。

2 処分庁の主張

処分庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱いについて

平成 28 年 3 月 28 日、請求人からの資産申告書の郵送提出により、預貯金等 [REDACTED] 円があるとの申告を受けた。同月 31 日、担当職員が請求人の資産申告書に記載された預貯金等について、請求人の預金通帳を確認したところ預金額が [REDACTED] 円あった。

請求人は、後日、他者に相談し、預貯金等について「保護開始時に保有していたものでないこと、不正な手段によって蓄えられたものでないことであれば、その使用目的が生活保護法の趣旨目的に反しない場合、活用すべき資産にはあたらないとして保有できること」や「保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明した上で、状況によっては処分することなどが定められていると知りました」と述べ、処分庁から「預貯金の目的も含めて上記の説明は一切ありませんでした」としている。

しかし、担当職員は、平成 28 年 3 月 31 日に請求人宅を訪問した際、預貯金等が多額であることから、これを活用することにより、数年間生活できると思われるので、廃止になる可能性がある説明を行い、これに対して請求人は、「わかりました」と回答し、さらにその説明に対して、請求人自ら、生活保護廃止後の再申請について担当職員に質問をしている。このことから請求人がこの預貯金等を保護廃止後の生活費に使用することを十分に理解した上で了解していたことは明らかである。

また、担当職員は、平成 28 年 3 月 31 日に請求人から聴取した内容から、一般的な蓄財であるという請求人との共通認識のもとで、最低生活の維持のために活用すべき資産と判断し、生活保護が廃止となる可能性がある旨を説明している。

(2) 保護の廃止を行う場合の取扱いの基準について

保護の廃止を行う場合の取扱いの基準としては、課長通知問（第 10 の 12）

に「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」とある。

請求人の直近の最低生活費は、1か月■■■■円であることから請求人の預貯金等は、確認したものだけでも最低生活費の約■年分あった。請求人から、この預貯金等の使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない資産であるということが述べられていないことから、特別な理由のない一般的な蓄財のためのものであり、最低生活の維持のために活用すべき資産と判断し、最低生活費の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を請求人に説明した上で、これを収入認定し、要否判定を行い生活保護の廃止決定処分をしたものである。

第3 理由

- 1 保護費のやり繰りによって生じた預貯金等について、次のとおり国の通知にその取扱いが定められている。

課長通知問（第3の18）に「生活保護の受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等がある場合はどのように取り扱ったらよいか。答被保護者に、預貯金等がある場合については、まず、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段（収入の未申告等）により蓄えられたものではないことを確認すること。当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。なお、この場合、当該預貯金等があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。また、被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導行うこと。さらに、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために使用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。」と規定されている。

- 2 これらを踏まえ、本件処分について検討する。

請求人の保護費のやり繰りによって生じた預貯金等について検討する。

請求人は、事案の概要の1のとおり資産の保有状況について資産申告書に記載し、処分庁に提出した。

処分庁は、事案の概要の2及び6のとおり、請求人宅を訪問し、請求人が提出した資産申告書の内容について、預金通帳により■■■■円の預金があることを確認し、当該預金が不正な手段により蓄えられたものでなく保護費のや

り繰りによって生じたものであることを聴取した。しかし、処分庁は、請求人から当該預金の使用目的を聴取しておらず、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められるか否かを検討していない。

保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、課長通知問（第3の18）に、当該預貯金の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産に当たらないものとして、保有を容認して差しつかえないと規定されており、処分庁は、請求人から■■■■■円の預金の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨に反しないと認められる場合に該当するか否かを検討する必要があったにもかかわらず、当該預金は全て活用すべき資産であると誤った判断をし、本件処分を行ったことは、不当な処分と認められる。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年3月7日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

